

熊本市農業委員会総会議事録

日時 平成27年12月8日(火) 午後1時30分

場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所14Fホール

出席委員47名

1番 福田 誠也	2番 津田 征士郎	3番 牧野 正治
4番 上妻 孝市	5番 藪田 英明	6番 西富 大二郎
7番 網田 稔	8番 梅田 義弘	9番 西川 秀文
10番 三原 勉	11番 山田 明文	12番 木下 三智也
13番 緒方 一臣	14番 山口 謙藏	15番 松原 信博
16番 嶋村 鎮雄	17番 藤本 照義	18番 志柿 茂喜
19番 村上 智弘	20番 園田 操	21番 森 日出輝
22番 園川 良二	23番 竹原 孝昭	24番 坂口 信行
25番 清崎 勝矢	26番 上田 定信	27番 馬原 清隆
29番 杉本 清和	30番 福原 幸一	31番 牧坂 邦夫
32番 林田 智博	33番 高群 藤雄	34番 谷口 憲治
36番 梅田 誠也	37番 角居 登	38番 田上 正富
39番 橋本 春利	40番 村上 正春	41番 南 順二
43番 田上 辰也	44番 中川 宣長	45番 山下 知文
46番 赤木 英雄	47番 米村 昌昭	48番 山田 博幸
49番 一木 文雄	50番 橋本 義則	

欠席委員2名

28番 柘永 築	35番 北口 和皇
----------	-----------

午後1時30分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会の出席は、農業委員総数49名中47名でございますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長に挨拶をお願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。

本日は、大変お忙しい中に農業委員会の総会にご出席いただきまして本当にありがとうございます。そしてまた、本日の総会は1号議案から8号議案までとなっております。この総会がスムーズにいけますよう皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

事務局 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うことになっております。  
それでは、会長、よろしくお願いします。

議長 それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。  
本日の議事録署名者に17番の藤本照義委員と18番の志柿茂喜委員を、書記に事務局の高取裕子主任主事を指名いたします。  
よろしくお願いします。  
本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請（会許可分）から、8号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願までの8件でございます。  
それでは、議事に入ります前に議案の訂正がありますので、事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案の訂正について説明及び配布済み議案の訂正を依頼）

議長 初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、32件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条の2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。  
それでは、1番、お願いします。

6番 西富大二郎委員

6番委員、西富です。

1番と2番につきまして、地区委員会の協議状況をご報告いたします。

1番の申請人は水前寺6丁目にお住まいの専業農家で、経営拡張のために農地の所有権を移転する申請です。耕作状況の確認を行うため、前回、継続審議となった案件です。今回、耕作状況を確認し、今後の営農計画についても再確認いたしました。申請地には許可後はハウレンソウ、ベビーリーフを作付されるとのことです。

続きまして、2番の申請人は沼山津3丁目にお住まいの兼業農家で、子へ贈与のために農地の所有権を移転する申請です。申請地には許可後は米を作付されます。

以上、1番と2番につきまして地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いします。

議長 ただいま、1番、2番について地元委員より報告がございましたが、

この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、3番。

#### 39番 橋本春利委員

39番委員、橋本です。

3番から4番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、子へ贈与される所有権移転の申請です。譲受人は果樹を栽培されている兼業農家で、申請地には梅を作付される計画です。

4番も、子へ贈与される所有権移転の申請です。譲受人は水稻、施設野菜、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上2件について協議、検討した結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でした。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、3番、4番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、5番。

#### 41番 南順二委員

41番委員、南です。

5番、6番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

5番、6番は関連で、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請者はミカン、梨をつくられる専業農家で、申請地には露地野菜をつくられる予定です。

以上2件、地区委員会で協議した結果、いずれの申請も、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当と判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、5番、6番について地元委員より報告がございましたが、

この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、7番。

#### 4 7 番 米村昌昭委員

4 7 番委員、米村です。

7 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告します。

耕作の便宜上取得のための所有権移転の申請です。譲受人は米を作付されており、許可後も米をつくれる予定です。

議 長 ただいま、7 番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、8番。

#### 3 2 番 林田智博委員

3 2 番委員、林田です。

8 番と9 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

8 番は、2 2 番と関連で、使用貸借により経営拡張するための申請です。借り人は露地野菜をつくられており、許可後も露地野菜をつくれる予定です。今回、北部地区の2 2 番でも申請されており、合わせれば耕作の下限面積の要件を満たされます。当地区委員会では、下限面積を除けば不許可要件に該当しないと判断されますので、この案件は北部地区の案件とあわせての決議をお願いいたします。

9 番につきましては、弟へ贈与するための所有権移転の申請です。譲受人は米を作付されており、許可後も米をつくれます。

以上2 件につきまして検討した結果、農地法第3 条第2 項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、8 番、9 番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、10番。

25番 清崎勝矢委員

25番委員、清崎です。

10番から11番までにつきまして、地区委員会の協議状況を報告いたします。

10番は、後継者への経営移譲のための使用貸借権設定の申請です。借り人は兼業農家で米を作付けられており、許可後は米をつくられる予定です。

11番は、前回、継続審議になった案件です。その後、営農計画書の提出を受け、機械の確保や申請地以外の農地も含めて、露地野菜や米をきちんと耕作される意欲が認められると協議しました。申請地には露地野菜をつくられる予定です。

以上2件について地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であると協議しました。以上、ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、10番から11番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、12番。

14番 山口謙藏委員

14番委員、山口です。

12番から21番までにつきまして、地区委員会の協議状況を報告いたします。

12番は、弟への贈与のための所有権移転の申請です。譲渡人は米と露地野菜を作付けており、許可後は露地野菜をつくられる予定です。

13番は、借入地取得のための所有権移転の申請です。譲受人は専業農家で米、麦を作付けており、許可後は米と麦をつくられる予定です。

14番は、後継者へ経営移譲のための使用貸借権設定の申請です。借り人は兼業農家で米と麦を作付けており、許可後は米と麦をつくられる予定です。

15番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は兼業農家で米を作付けており、許可後は米と露地野菜を作付けられる予定です。

16番は、相続人がおらず国で管理している農地についての所有権移転の申請です。譲受人は米を作付けており、許可後は米をつくられる予定です。

17番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は米と露地野菜を作付けており、許可後は露地野菜をつくられる予定です。

18番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲渡人である法人が施設ごと処分を必要とすることが生じ、譲受人である農業生産法人が購入する申請です。譲受人は牛肉の生産をしており、飼育用の牧草を作付けています。許可後は牧草をつくられる予定です。

19番から21番は関連で、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は露地野菜を作付けており、申請地には露地野菜をつくられる説明でしたが、しかしながら、既存の耕地の一部では、申告されている作物が確認できていないところもあるということで、地元農業委員から報告がありました。改めて他の農地の管理状況にあわせて申請人に話を聞く機会を設け、検討することが必要であるとの意見に達しました。

以上10件について地区委員会において検討した結果、12番から18番までの7件については、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。また、19番から21番までについては、継続審議が妥当であることを協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長           ただいま、12番から21番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一           同           異議なし。

議長           異議なしということで、12番から18番までは申請どおり許可し、19番から21番までは継続審議とすることに決定いたします。続きまして、22番。

40番 村上正春委員

40番委員、村上です。

22番から29番について、地区委員会での検討状況を報告します。

22番は、8番、天明地区の申請と関連です。露地野菜の作付をされている譲受人へ親が贈与される申請です。許可後は露地野菜を作付されます。8番の申請の面積と合わせて下限要件を満たされます。

23番から25番は関連です。借受人が独立就農のため賃貸借権と使用貸借権の設定をされる申請です。借受人は実家の農業の手伝いをされていましたが、今回、独立して営農を開始されるため申請されたものです。先日の地区委員会にて聞き取り調査を行いました。営農計画等について何ら問題のないことを確認しました。許可後はミカンを作付される予定です。

26番は、譲受人が経営拡張のため所有権移転をされる申請です。譲受人は施設園芸の専業農家で、許可後はスイカを作付される計画です。

27番も、譲受人が経営拡張のため所有権移転される申請です。譲受人は施設園芸の専業農家で、許可後はスイカをつくられる計画です。

28番は、市街化区域内の農地で賃貸借権を設定される申請です。許可後もスイカをつくられる計画です。

29番は、譲受人が経営拡張のため所有権移転をされる申請です。譲受人は水稲をつくられている兼業農家で、許可後は水稲をつくられます。

以上、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないと確認しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、地元委員より22番から29番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、30番。

#### 34番 谷口憲治委員

34番委員、谷口です。

30番から32番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

30番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。許可後は水稲を作付される予定です。

31番は、子への贈与による所有権移転の申請です。許可後は桃を作付される予定です。

32番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。許可後は牧草を作付される予定です。

以上3件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議、確認いたしました。ご審議方、

よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、地元委員より30番から32番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、2件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。それでは、1番、お願いいたします。南区。

#### 11番 山田明文委員

11番委員、山田です。

1番から2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、進入路のための転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内の農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、申請人居住の住宅の進入路で妥当な面積と思われれます。ただ、申請人の居住する住宅は、東側隣地所有者の敷地を利用して出入りをしておりましたが、昭和40年ごろに家が建ってしまったため、やむを得ず申請地を進入路に使っていたものであり、転用許可を得てこなかったことを深く反省されて、始末書の提出を受けています。隣接農地は申請人所有で施工済みのため費用は発生しませんが、排水同意などは得ています。

2番は、農業用倉庫のための転用申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内の農地で、1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、農業用施設等に該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断いたしました。土地利用計画については、申請人は米と野菜を作付けしており、トラクター、コンバインなど農業用機械の格納のため、建築面積63.77㎡の農業用倉庫を計画し、そのための通路、ハウス資材などの農業用資材場を含めて転用申請したもので、妥当な面積と思われれます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成28年2月1日から平成28年10月31日までの11カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおりに施工されるものと考えます。

以上2件、地区委員会で現地調査、確認を行い、立地基準の面並び



に、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま、1番、2番について地元委員より報告がありました。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、27件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願ひします。

　　それでは、1番、お願ひします。

#### 16番 嶋村鎮雄委員

16番委員、嶋村です。

1番につきまして、地区委員会の協議状況をご報告いたします。

譲受人は株式会社エスエーグローバルで、農地を取得し建売住宅へ転用する申請です。農地区分は、市街地に隣接する農地で10ha未満の広がりのない第2種農地と判断されます。集落内開発制度指定区域です。土地利用計画は、建売住宅2棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については何ら問題はありません。開発許可につきましても同時に手続中であることを確認しております。工事完了は平成28年12月26日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上、1番につきまして、地区委員会で現地調査を行い検討しましたところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議のほうよろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きまして、2番。

### 39番 橋本春利委員

39番委員、橋本です。

2番から3番につきまして、地区協議会での協議状況を報告いたします。

2番は、個人住宅建築のための所有権移転の申請です。申請人は、東区御領の賃貸マンションに住んでおりますが、勤務先が遠く、また、部屋が手狭なため、住宅の建築を計画されました。申請地は集落内開発制度指定区域に位置し、農地区分は、市街化の傾向が著しい区域内にある農地で、沿道に公共の上下水道が埋設され、近隣500m以内には西区役所、医療施設があることから、第3種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積376㎡に個人住宅1棟平屋建て、建築面積119.42㎡の建築で、適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。また、申請地は無断転用されており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されており、今回はやむを得ないものと判断いたしました。工事期間は、平成28年1月20日から平成28年4月30日までを計画されております。開発許可も必要となりますが、手続中であることを確認しております。

3番も、個人住宅建築のための所有権移転の申請です。申請人は、現在アパートに住んでおりますが、子供の成長に伴い部屋が手狭となったため住宅の建築を計画されました。申請地は、集落内開発制度指定区域に位置し、農地区分は、10ha未満の小集団の農地であり、また、市街化の傾向が著しい区域内にある農地で、沿道に公共の上下水道が埋設され、近隣500m以内には教育施設、医療施設があり、第2種農地と第3種農地が混在している農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積482.07㎡に個人住宅1棟、2階建て、建築面積67.81㎡の建築で、適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。また、申請地は無断転用されており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されており、今回はやむを得ないものと判断いたしました。工事期間は、平成28年1月10日から平成28年6月30日までを計画されております。開発許可も必要となりますが、手続中であることを確認しております。

以上2件、地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、2番、3番について地元委員より報告がございましたが、

この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。  
続きまして、4番。

#### 4 1 番 南順二委員

4 1 番、南です。

4 番、5 番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

4 番、5 番は関連で、両申請とも河内校区第1町内自治会がトイレを建設される申請です。4 番は使用貸借、5 番は所有権移転によるものです。申請地区は温州ミカンを中心にかんきつ類の一大産地で、果樹園での農作業にトイレ休憩をとるため自宅まで帰る必要があり、作業効率が悪く、また、収穫期にはトイレがないために雇用を見つけるのに大変苦勞されています。昨年、同様の施設を自治会で建設し、追加建設の要望があり今回の申請となりました。両申請地は農業振興地域内の農用地域内であり、原則転用は不許可になりますが、さきの熊本市の会議におきまして農業用施設への用途区分の変更が認められており、農用地利用計画に指定された用途への転用であり不許可の例外に該当し、転用は可能と判断されます。土地利用計画は、両申請ともくみ取り式トイレを建設するものです。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、許可後速やかに着工され、翌年3月中旬までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

以上2件、地区委員会で現地確認を行い検討した結果、農地の区分から見た立地基準、転用の確実性など一般基準、いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、4 番、5 番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。  
続きまして、6番。

## 25番 清崎勝矢委員

25番委員、清崎です。

6番から7番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

6番は、所有権移転による建売住宅建設のための転用許可申請です。交通の便もよく周辺の宅地化が進んでいるため、申請地を選定したものです。農地区分は、特定土地改良事業等の施行区域内の農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して建設されるもので、不許可の例外規定に該当するものと思われま。土地利用計画は、木造2階建て建売住宅11棟で、妥当な面積と思われま。隣接農地はなく、資金計画、排水計画、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景観課へ事前審査の申請中です。工事計画は、平成28年2月1日から平成30年12月25日までの約1年11カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えています。

7番は、使用貸借権設定による個人住宅のための転用許可申請です。借受人夫婦はマンション住まいで手狭であったため住宅を計画、妻の父から無償で借り受けることができたこともあって、申請地を選定したものです。農地区分は、市街化が見込まれる500m以内に小学校と保育園があり、沿道に上下水道が通っているため、3種農地と判断されます。土地利用計画は、木造平屋建て個人住宅1棟、建築面積119.24㎡で、妥当な面積と思われま。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景観課への事前審査の申請中です。工事計画は、平成28年1月10日から平成28年10月31日までの約10カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおりに施工されるものと考えています。

以上2件、地区委員会で現地調査、確認を行い、立地基準の面並びに、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、6番から7番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きまして、8番。

11番 山田明文委員

11番委員、山田です。

8番から11番までにつきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

8番は、使用貸借権設定による個人住宅のための転用許可申請です。借人夫婦は借家に住んでいて住宅を計画、妻の祖母から無償で借り受けることができたこともあり、両親の隣でもある申請地を選定したものです。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、一部宅地を含め363.15㎡で、平屋建て個人住宅1棟、建築面積59.62㎡で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景観課の事前審査の申請中です。工事計画は、平成28年1月20日から平成28年6月30日までの約6カ月で、許可後速やかに申請に係る目的どおりに施工されるものと考えます。

9番は、使用貸借権設定による個人住宅のための転用許可申請です。借人夫婦はアパート暮らしで住宅計画を、妻の父から無償で借り受けることができたこともあり、実家の隣でもある申請地を選定したものです。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内の農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、木造2階建て個人住宅1棟、建築面積113.50㎡で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景観課の事前審査の回答書が添付されています。工事計画は、平成28年1月5日から平成28年12月20日までの約12カ月間で、許可後速やかに申請に係る目的どおりに施工されるものと考えます。

10番は、所有権移転による建売住宅のための転用許可申請です。申請地は、宅地化が進み需要が見込めるため建売住宅として選定したものです。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い2種農地と判断されます。土地利用計画は、一部宅地を含め956.77㎡で、木造2階建て建売住宅4棟で妥当な面積と思われます。隣接農地はなく、資金計画、排水計画、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景観課の事前審査の申請中です。工事計画は、許可日から平成28年5月30日までの9カ月で、許可後速やかに申請に係る目的どおりに施工されるものと考えます。

11番は、貸借権設定による太陽光発電設備のための転用許可申請です。賃借人は、太陽光発電にとって日照のよく立地のよい申請地を選定したものです。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い2種農地と判断されます。土地利用計画は、太陽光パネル1,120枚、認定出力250kwで、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成28年1月8日から平成28年4月20日までの約4カ月で、許可後速やかに申請に係る目的どおりに施工されるものと考えます。

以上4件、地区委員会で現地調査、確認を行い、立地基準の面並びに、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま、地元委員より8番から11番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。  
　　続きます、12番。

#### 40番 村上正春委員

40番委員、村上です。

12番から25番について、地区委員会で協議状況を報告します。

12番から25番は関連で、申請人は保健科学大学を運営する学校法人で、体育館、駐車場、道路等の建設をするための所有権移転の転用申請です。申請地は土地改良事業が施行されており、10ha以上の広がりのある高性能農業機械による営農が可能な農地であるため、甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、地域農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って農地転用が行われる場合は、不許可の例外規定に該当すると思われます。農振法施行規則第4条の4第1項第27号の規定により、熊本市西里地区の農業の振興に関する計画が定められております。平成13年度にフードパル熊本の活用と保健科学大学の開設により、産学連携によるフードパル熊本の活性化と地域農業を振興する計画が定められました。地域農業者の雇用の受け皿であり、薬草園の原料となる作物の地域との契約栽培などが進められてこられました。平成15年、大学の開校から生徒数が、当時800名から現在1,600名の規模となり施設の不足の状況のため、施設の拡充が必要となりました。平成27年1月に定められた農振

計画の中では、近年の自然災害、危機の課題への対策として、体育館や駐車場など大学施設の活用などの役割の高まりについて触れており、当該地区のさらなるフードパル熊本への活性化及び大学施設の拡充により、地域農業者の経営安定や集落機能の維持・回復のため農業計画の変更がなされ、大学の施設の位置、規模、種類が定められ、当該計画に基づいての転用申請です。事業計画に伴う資金証明も添付されております。他の関連機関との協議も済んでおります。隣接する農地の同意、排水同意も添付されております。開発許可との協議も協議済みとのことです。許可後は直ちに着手され、平成30年3月31日の完成予定です。

以上、地区委員会において現地調査を行い、協議、検討の結果、転用許可基準は満たされると判断されます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、12番から25番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。  
　　続きます、26番。

#### 1番 福田誠也委員

1番委員、福田です。

26番、27番について、地区委員会の協議状況を報告いたします。

26番は、使用貸借による個人住宅及び公衆用道路建設のための転用申請です。農地区分は、10ha以上の規模の一団の広がりのある生産性の高い農地と認められ、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続しており不許可の例外になります。代替地の検討もなされております。事業計画、見積書、資金計画、排水同意等もそろっており、転用面積としては適正なものと思われま。工事は平成28年12月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認しています。

27番は、建設業者が工事のための賃貸借による資材置き場と現場事務所のための、一時転用及び一部転用の申請です。農地区分は、上下水道とガス管が埋設され、500m以内に保育園と歯科医院が存在することから、第3種農地と判断されます。申請人は農地法に疎く、申請地は既に利用されていることから、反省している旨の始末書が提出されています。転用期間は3カ月で、転用面積は327番地の一部

の500㎡です。事業計画、資金計画、排水同意等もそろっており、転用面積としては適正なものと思われます。

以上、地区委員会で現地調査を行い、立地基準並びに、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たすものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、26番から27番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きまして、第4号議案及び第5号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 第4号議案及び第5号議案は関連ですので、あわせてご説明いたします。

まず、第4号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（9号）について、ご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細17ページの1番から4番までの合計4件でございます。1番が公社への売り渡し、2番から4番が相対による売買です。面積は、4件合わせまして田のみの8,028㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細17ページの5番から27ページの25番までで、貸し手22名、借り手16名の件数21件です。契約期間別では、6年未満が12件、6年以上10年未満1件、10年以上が8件で、面積は21件合わせまして、田6万7,910㎡、畑6万4,564㎡、合計13万2,474㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては、水稻、果樹、施設野菜、麦、飼料作物及び露地野菜です。

次に、再設定分です。明細28ページの26番から43ページの71番までで、貸し手51名、借り手39名の件数46件です。契約期間別では、6年未満が32件、6年以上10年未満が1件、10年以上が13件で、面積は46件合わせまして、田15万3,019.91㎡、畑8,465㎡の、合計16万1,484.91㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては、水稻、飼料作物、大豆、施設野菜、果樹及び麦です。

次に、利用権移転です。明細43ページの72番から51ページの



98番までで、譲渡人1名、譲受人1名の、件数27件です。契約期間別では、6年未満が18件、6年以上10年未満9件で、面積は、27件合わせまして、田のみの10万630㎡です。権利の種類は賃借権及び使用賃借権、利用内容は水稲です。

次に、農地利用集積円滑化事業です。明細52ページの99番から55ページの110番が、熊本市農業協同組合による農地の借上と転貸です。契約期間は全て6年未満で、面積は、田のみの2万9,455㎡です。権利の種類につきましては賃借権、利用内容は水稲、大豆及び露地野菜です。

続きまして、第5号議案です。56ページの表をごらんください。こちらは農地中間管理機構との新規設定になります。

明細57ページの1番から74ページの35番までで、契約期間は、6年以上10年未満1件、10年以上34件で、面積は35件合わせまして、田18万4,754㎡、畑1万6,244㎡の、合計20万998㎡です。権利の種類は賃借権、利用内容は水稲及び畑作物を予定しています。

以上の案件につきましては、地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第4号議案及び第5号議案の説明につきましては、以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、6号議案でございます。この件につきましても事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 　　第6号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の公告の取り消しについてご説明いたします。

先月、農業委員会総会で承認の後、平成27年11月13日付で熊本市長名により公告されました農地中間管理機構との賃貸借による農用地利用集積計画におきまして、公告日前に貸し人が死亡された案件が生じたので、当該案件につきまして公告の取り消しを行うもの

です。

以上の案件について、ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、6号議案のことで事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきまして、何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

　　続きまして、第7号議案、納税猶予に関する適格者証明願、2件でございます。地元委員の報告に当たりましては、願出人の耕作状況など地区委員会での調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

　　それでは、1番、お願いいたします。

#### 6番 西富大二郎委員

6番委員、西富です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、相続税の納税猶予に関する適格者の証明願です。願出人の対象農地4筆について農地として適正な管理、耕作が行われていることを、地元農業委員が確認しており、地区委員会において証明書の交付については、何ら問題ないものと協議いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。

　　続きまして、2番。

#### 39番 橋本春利委員

39番委員、橋本です。

2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、相続税の納税猶予に関する適格者の証明願です。願出人の対象農地10筆について、農地として適正な管理、耕作が行われていることを、地元農業委員が確認しており、地区委員会において証明書

の交付については、何ら問題ないものと協議しました。  
ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この  
件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたしま  
す。

　　続きまして、第8号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明  
願、3件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地  
の耕作状況などの調査の結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいた  
します。

　　それでは、1番、お願いします。

#### 4 7 番 米村昌昭委員

　　4 7 番委員、米村です。

　　地区委員会での協議状況を報告します。

　　1番及び2番は、土地の表示、証明の期間などは議案に記載されて  
いるとおりです。1番の願出人は、対象の農地について米をつくって  
おられ、引き続き耕作されていることを、地元農業委員が確認して  
おります。

　　2番についても、米を作付されており、引き続き耕作されているこ  
とを、地元農業委員が確認しております。ご審議方、よろしく願い  
します。

議 長 　　ただいま、1番、2番について地元委員より報告がございましたが、  
この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたしま  
す。

　　続きまして、3番。

#### 5 番 藪田英明委員

　　5 番委員、藪田です。

　　3 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

　　地区委員が証明願出の農地 1 2 筆について現地確認を行いました

が、いずれも農地として適正な耕作、管理が行われておりました。

以上、地区委員会におきまして検討、協議した結果、証明について何ら問題ないものとの協議結果でした。

ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長           ただいま、3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

続きますて、次第6、その他でございますが、特に何もございません。

以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定によりその整理を、議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしと認めます。

よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局           以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これにて閉会いたします。

それでは、事務局のほうから連絡がございます。

閉 会   午後2時30分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成27年12月8日

会 長 森 日出輝

署名委員 藤 本 照 義

署名委員 志 柿 茂 喜

書 記 高 取 裕 子